

令和3年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和3年8月20日

品川区議会

令和3年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和3年8月20日（金） 午後1時00分～午後2時48分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 安藤 たい作 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 渡辺 裕一 君 委員 松澤 和昌 君
委員 湯澤 一貴 君 委員 小芝 新 君
委員 たけうち 忍 君 委員 この 孝子 君
委員 鈴木 博 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 おくの 晋治 君 委員 くにば 雄大 君
委員 吉田 ゆみこ 君

出席説明員 中村 都市環境部長 河内 環境課長
藤田 防災まちづくり部長 滝澤 災害対策担当部長
稲 田 参 事 山本 防災課長
(土木管理課長事務取扱)
平原 防災体制整備担当課長 五十嵐 災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○安藤委員長

ただいまから、災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、今回から、くには雄大委員が新たに災害・環境対策特別委員としてご参加いただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、特定事件調査および報告事項に関連し、災害対策担当部長、防災体制整備担当課長および災害対策担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

本日の委員会も、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限としておりますので、ご了承ください。

最後に、本日も、特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑へのご協力をよろしくお願いいたします。

1 特定事件調査

避難計画に関すること

○安藤委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、避難計画に関することのうち、災害発生時の避難に関連する内容についてを取り上げます。

今回は避難所の運営や要配慮者の避難、在宅避難等といった災害種別に応じた避難について、また、避難所での感染症対策について、理事者よりご説明をいただいた上で議論ができればと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○山本防災課長

それでは、避難計画に関することのうち、災害種別に応じた避難と避難所の感染症対策についてご説明いたします。

A3の資料をご覧ください。

まず、1の避難所等についてですが、震災の場合と風水害時に分けて避難所や避難場所についてご説明いたします。

まず、震災時の避難所につきましては、必要に応じて、(1)の区民避難所から(4)の福祉避難所までを開設し運営し、避難者の受け入れを行うこととなります。

(1)の区民避難所は、自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に避難者を受け入れる施設で、防災区民組織などで構成する避難所運営会議で開設、運営を行います。

開設、運営については、区で作成しております「避難所運営マニュアル【品川区標準版】」に基づき、避難所ごとに作成する個別マニュアルに従って行ってまいります。

(2)の補完避難所は、区民避難所の受け入れに不足が生じた場合に補完する施設で、こちらは区の職員が開設、運営を行います。

(3)の二次避難所は、区民避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設で、区の職員が開設、運営を行います。

(4)の福祉避難所は、区民避難所および二次避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設で、福祉施設等の職員の協力を得ながら、区職員が開設、運営を行います。

避難所の一覧およびその他避難所に関連する資料といたしまして、参考資料1として「品川区地域防災計画」の抜粋をお配りしておりますので、詳細についてはそちらをご参照いただければと思います。

続きまして、風水害時の避難場所等についてご説明いたします。

(1)の自主避難施設は、区内に被害をもたらすような台風の直撃などに際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設で、区内15か所をあらかじめ指定しております。台風通過の前日までに、区職員が開設し、運営を行うこととなります。

(2)の避難場所は、災害の事象ごとに定めておりまして、避難指示の発令などに際し、危険を回避するために一時的に避難者を受け入れる場所となります。

想定している災害事象としては、土砂災害と目黒川氾濫、高潮による立会川氾濫の3種類で、それぞれ記載の学校などを避難場所として指定しております。

自主避難施設を含めた一覧につきましては、資料1としてマッピングしたものをお配りしておりますので、位置関係等、ご参照いただければと思います。

また、これらの避難場所を開設するタイミングとしては、A3資料の右下に、避難情報の発令基準を記載しておりますが、赤色の警戒レベル3の高齢者等避難の情報を区が発表するタイミングで避難場所を開設いたします。

戻りまして、(3)のその他についてですが、風水害時の場合も、被害状況等に応じて震災時における区民避難所等を開設する場合がございます。

続きまして、資料の左下にあります2の在宅避難についてご説明いたします。

区といたしましては、避難所へ避難することによる環境変化による体調不良の防止や、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、在宅避難を推奨しており、ホームページなどで周知啓発を行っております。

また、在宅避難に備え、最低3日分、できれば1週間分の食料などの確保についても周知を行っているところです。

また、実際に在宅避難など避難所以外で生活する避難者につきましては、最寄りの区民避難所へ避難環境などを届出することとなっており、そのことについて平常時から周知啓発を行ってまいります。

また、在宅避難者に対しても、避難所生活者と同様に、区民避難所で物資の支給等を行うこととなります。

資料をおめくりいただきまして、3の要配慮者の避難についてご説明いたします。

まず、左部分の国等の動向についてですが、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、これまで使用していた「災害時要援護者」という言葉から、「要配慮者」、「避難行動要支援者」へ用語の整理がありました。高齢者や障害者、乳幼児など特に配慮を要する人を「要配慮者」と呼び、そのうち災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と区分しております。

また、法改正によりまして、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

また、この法改正を受けまして、避難行動要支援者の避難行動指針に関する取組指針が策定されました。こちらの内容としましては、避難行動要支援者名簿や全体計画の策定について、考え方などが記載されたものとなります。

次に、平成29年に「水防法」、「土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域内などにある要配慮者利用施設の管理者に、避難確保計画の作成と避難訓練が義務化されました。避難確保計画の作成につきましては、令和3年度までに完了することが求められております。

次に、令和3年、今年の5月に「災害対策基本法」の改正がありまして、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されました。

また、法改正を受けまして、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針も改定されまして、優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情に応じて、おおむね5年程度で計画の作成に取り組むなどの指針が示されております。

続きまして、国等の動向を受けての区の実施についてご説明いたします。

まず、平成28年に「品川区要配慮者支援全体計画」を策定し、区における要配慮者の支援に関する考え方や方針などを策定いたしました。

また、「避難行動要支援者名簿」の作成を行い、ご本人から同意が得られたものにつきましては、防災区民組織などと情報共有を図っているところでございます。平時からの関係団体との名簿の共有は、実際に災害が発生した場合の迅速な支援につながるものと考えておりますので、同意を得られていない方につきましては、毎年郵送で再確認を行っております。

次に、防災区民組織を対象とした「避難行動要支援者支援体制構築事業」を平成28年度から令和2年度まで実施してまいりました。

こちらの事業では、防災区民組織が主体となった個別計画の作成会や避難誘導ワークショップなどを行い、その成果として、支援体制づくりの手引きを作成し、全防災区民組織に配布をしまして情報共有を図っております。

次に、令和2年、昨年度に水防法等々に基づきまして、要配慮者利用施設として、166の施設を品川区地域防災計画に指定いたしました。

また、福祉部を主体とした「災害時対応等検討委員会」を設置し、外部のアドバイザーの意見を伺いながら、在宅介護支援センターのケアマネジャーによる個別計画作成モデル事業の実施や、福祉避難所などの在り方の検討を始めました。

続きまして、今後の取組についてご説明いたします。

まず、個別避難計画の作成につきましては、今年度より、高齢者、障害者の個別避難計画作成を、在宅介護支援センターなどに委託し、進めてまいります。

併せて、平成28年度より行っている防災区民組織による計画策定も継続しまして、避難行動要支援者を地域全体で支える仕組みづくりも強化していく予定です。

次に、防災区民組織と福祉関係者の連携強化として、過去5年間進めてきた避難行動要支援者の支援体制を強化するため、福祉関係者などとの連携に関する検討会や、避難誘導訓練などを行ってまいります。また、事業成果を防災区民組織と福祉関係者との連携要領として作成しまして、関係者と共有してまいります。

次に、避難確保計画作成支援といたしまして、避難確保計画の作成が義務づけられた要配慮者利用施設の管理者の皆さんにお集まりいただきまして、計画作成会を実施し、作成の支援を行っているところでございます。

次に、品川区要配慮者全体計画については、国の指針の改定を受け、今後、改定を検討してまいります。

続きまして、4の避難所の感染症対策についてご説明いたします。

区の実施としましては、昨年7月に、区民避難所における感染拡大を予防するための基本的な手順などを記載した「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル」を作成し、防災区民組織に周知を行っております。こちらのマニュアルにつきましては、新たに購入した資機材整備などを反映させた更新作業を行っているところでございます。

参考資料2といたしまして、マニュアルをお配りさせていただいております。

次に、感染対策用備蓄品の購入として、簡易間仕切りなどの資機材を新たに購入し、避難所運営における感染対策を行っております。

○安藤委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

二次避難所、福祉避難所関連について伺います。

まず、参考資料1の震-7-22ページにある要配慮者、その中の避難行動要支援者として挙げられている方の人数ですけれども、それぞれ①から⑥まで挙げられていますけれども、その方の人数をお教え願えますでしょうか。

○山本防災課長

避難行動要支援者の各区分ごとの人数のお尋ねでございます。まず、全体の人数といたしましては、約1万2,500人お持ちして、①の人数が約7,200人、②の障害者手帳をお持ちの方が約5,400人、それから③の愛の手帳が360人、④の精神障害者保健手帳の所持者なのですが、それについては今はまだ把握をしていない状況でございます。⑤の在宅難病患者等につきましては約30人、⑥のその他、こちらについては約950人というところで、一部区分が重複されている方もいらっしゃるのです、足すと1万2,500人にはならないのですけれども、合計としては1万2,500人となっております。

○おくの委員

ありがとうございます。それから、同じく参考資料1の一番最後のページ、155ページですけれども、その前のページの154ページに二次避難所が挙げられていて、最後のページの155ページに福祉避難所が挙げられているのですが、二次避難所のほうには収容人数が挙げられていて、福祉避難所のほうには収容人数が挙げられていないのです。福祉避難所は18か所ということですが、この18か所で足りるのか、収容人数が挙げられていないのはどうしてなのか、あるいは収容人数は分かっているのか、そもそも分かっていないということなのではないでしょうか、そこら辺を教えてくださいと思います。

○山本防災課長

福祉避難所の収容人数のところですが、地域防災計画上、そちらの記載はしておりませんが、こちらについては、改めて、今、算定等も行っているところではございますが、おおよその人数で申し上げますと、大体800人程度の受け入れが可能というところで計算をしているところでございます。

○おくの委員

先ほどの1万2,500人に対して800人ということですが、大体大丈夫だというようなことなのではないでしょうか。

○山本防災課長

受け入れが可能かどうかというところですが、今、福祉部の検討会のほうで個別避難計画の作成を進めているところでございます。その中で具体的にこの人がこの避難所に行くというようなところも検討する予定になっておりまして、その中で需要数、ニーズ数と受入数というところの調整を行っていきたいというふうに思っているところですので、しばらく計画の作成を行いながら福祉避難所の在り方も併せて検討していきたいというふうに思っているところです。

○おくの委員

それでは、今、個別避難計画を作成中ということで、これから避難行動要支援者も人数の上下があるし、この福祉避難所あるいは二次避難所についても、これから増えていくかもしれないというような理解でいいのでしょうか。

○山本防災課長

福祉避難所等の数というところでございますが、今のところ、こちらの計画の中には18か所ということで載っているのですけれども、それ以外にも個別で、今、協定等を結ぶための手続きというか、調整をしているところもございますので、そういったところの受入れも増やせるように今後努めてまいります。

○おくの委員

つい先日まで、非常に豪雨災害、先日までというか、東京ではあまりそうでもなかったのかもしれませんが、西のほうではひどい豪雨でしたし、いつ来てもおかしくないようなことですので、非常に急がなければいけないと思うのです。ご存じだと思いますけれども、日程的に個別の計画を急いで定めていかなければいけないというようなことになると思うのですけれども、そこら辺の計画の進め方、要配慮者、要支援者の認定、それから、避難所の認定というか設定、そこら辺は急いでいかなければいけないと思うのですけれども、そこら辺の計画を進めるスピードについては、どのようにお考えでしょうか。

○山本防災課長

計画等の作成の進め方というところで、確かに災害等、雨による被害が全国的に起きているところがありますので、区としても、なるべく早く進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、その具体的な進め方というところを、福祉部の検討会で今まさに検討しているところでございまして、我々防災課もメンバーとして入って今後の進め方を考えているところでございます。

予算上ですと、今年度、高齢者の部分が約5,000件で、障害者の部分が30件を予定しているところでございますが、今後どう進めていくかという具体的な部分につきましては、また考えていきたいというふうに思っております。

○おくの委員

できるだけ急いで進めていただきたいと思います。本当に命のかかった非常に大事な問題だと思いますので、本当に急いでやっていただきたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

それから、避難所に決まったところも含めて、いろいろな準備、避難所についての準備もあると思うのですけれども、準備について国のガイドラインがあって、それに基づいて進められていると思うのですけれども、私も古いガイドラインはちらっと目を通したのですけれども、新たなガイドラインが今年になってさらに細かく改訂されているようで、ちょっとそこまで十分には読み込めていないので、あまり偉そうなことは言えないのですけれども、そこら辺の準備を、十分に整っている、そこら辺の進み具

合、要するに、避難所として、こういうふうの設定されたところとの協定とか、あるいはそこへの備蓄品とか、様々なものを含めた準備の進み具合などはどうなのでしょう。その点を伺っておきたいと思います。

○山本防災課長

ガイドラインの改正ということで、恐らく「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」のことかと思えます。今回の改定のポイントとして一番大きいのは、今まではっきり示されていなかった福祉避難所への直接避難が適当だというのが1つ大きなポイントだというふうに我々も認識してございます。

そういった中で福祉避難所の準備ですけれども、繰り返しになりますが、福祉部の検討委員会の中で福祉避難所の在り方も併せて検討しているところです。その中で、どういった運営方法をしていくかというところを具体的に検討しながら、また、必要な備蓄資機材にも支出をしていく予定でございまして、こちらの検討会の中で具体的な動きをやっていきたいというふうに考えてございます。

○おくの委員

今のご説明の中にちらっと出てきたと思うのですが、従来、原則は、まず一般の避難所に避難をして、そこから二次避難所や福祉避難所に移動するときには、地方自治体の判断とかそういうものがあってから移動するというようになっていたと思うのですが、新しいガイドラインの下では、二次避難所や、あるいは福祉避難所に、最初から避難をするというふうに振り分けられているというような理解なのでしょうか。そこら辺のご説明をいただければと思います。

○山本防災課長

ガイドラインの中身ですけれども、こちらにつきましては、先ほど申したとおり、避難が必要となった際に、福祉避難所への直接の避難を促進することが適当であると示されているところです。ただ、中も見てみますと、個別計画の作成と関連するのですが、やはりご本人の意向も大事にしたほうが良いと書いてありました。地域の方、顔なじみの方と一緒に避難するほうが安心できるだろうという配慮かと思いますが、そういったところも記載があるところでございます。

○おくの委員

では、どこの避難所にまず避難するのかというのは、どの段階で決められることになるのでしょうか。

○山本防災課長

避難する避難所の指定ですが、こちらについては、今考えているのは、個別避難計画作成の段階で、ご本人の意向等も聞きながら、その方が区民避難所の要配慮スペースで足りるのか、二次避難所が適しているのか、また福祉避難所への避難がよろしいのかというところを、ご本人の状況等を見ながら判断することになります。

○おくの委員

ありがとうございます。そうしますと、ますます個別避難計画の策定が非常に重要な位置を占めるということになってきたのだと思いますので、ますますそこら辺を急いでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

最初に申し上げておきますが、私、年のせいもあって、ちょっと耳が聞こえにくいのか、お答えがちょっと明確でないことがあるので、マイクの向きとか、そういうことかなと思いますので、その辺、

ちょっとご配慮いただければと思います。ごめんなさい。よろしくお願いします。

○安藤委員長

よろしくお願いします。

○吉田委員

それで、伺いたいのは、今のご質問にも関連するのですが、福祉避難所について、新しい障害児者福祉計画の策定会議のときに、事業者の方から、うちは福祉避難所に指定されているのだけれども、一向に区から何の働きかけもないのだけれどというようなご質問があつて、障害者福祉課としては、いや、それは、防災課と協議しながら今進めておりますという、協議しながら、これから協議してだったかちょっと覚えがないのですが、そういうお返事でした。大分前の策定会議でしたので、既に障害者福祉課のほうから働きかけがあつたかと思うのですが、その辺、障害者福祉課と防災課、もしくは高齢者福祉課も必要なのかなというふうに思います。その辺の協議の状況と、それから、それは当然、福祉避難所に指定されているところとの協議も必要だと思うのですが、その辺、どのようになっているのか教えていただきたいのが1点です。

それから、2点目は、水防法、土砂災害防止法の改正に伴って、要配慮者利用施設の管理者に避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化されて、これが今年度中ということですか、2021年度中もしくは2021年内ということなののでしょうか。それで、計画作成会を開催して作成支援を実施ということなのですが、これは、既に行われているというご報告だと思うのですが、どれくらいの頻度で、というふうに行われていて、今どのような状況なのか、避難訓練の義務化というのは、今年度中に避難訓練をするということなののでしょうか。継続的に必要だと思うのですが、その辺は既に実施されているのか。その辺を伺いたいと思います。

○山本防災課長

失礼いたしました。まず1点目の福祉部、高齢者福祉課と障害者福祉課との協議状況でございますが、こちらにつきましては、先ほど来申し上げております福祉部の検討委員会の中で避難所の在り方は検討しているところでございます。

その中で避難所の運営というところで、二次避難所、福祉避難所は、協定上、区が主体となって運営するという形になっておりますので、そういった部分でこういった協力体制をとっていただけるか等、今後、福祉事業者の方々とも検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の避難確保計画の支援の部分ですけれども、こちらにつきましては、頻度としては、7月から始めておまして、166施設のうち、1回三、四十施設ぐらい集まっていたいて、その回数を行っているところで、大体二、三時間の会議になっております。

作成状況につきましては、大体9割ぐらいの施設で計画の作成が完了しているところです。

避難訓練につきましては、こちらの計画に基づいて行っていくというところで、基本的には来年度から訓練自体を始めていくという形になりますが、施設によっては今年度から始めていくということもございます。

○吉田委員

進めているということで、分かりました。この間の障害児者福祉計画の策定会議では、事業者としても、なぜこのまま放置されているのかというような、ちょっと焦りというか、もう既にいろいろな災害は目前に迫っているというような中での、もう何か月も前ですので、その後、すごく密に行われているということかもしれませんけれども、ぜひその辺、福祉部の中と、それから、こちらの防災課との協議

もすごく大事だと思うのですけれども、その進捗状況が事業者には伝わっていないと、いざ避難所設営となったときに、なかなか連携が難しいのではないかと思います。やっぱり当事者の福祉について、実際に事業をやっている方のお考えとか方法というのはすごく大事だと思いますので、ぜひその辺を密にやっていただきたいと思います。

それから、避難確保計画とか避難訓練というものも、施設の管理者として、その辺はなかなか、ふだんの事業の中で、具体的に実施した知見とかは少ない。その辺はぜひ防災課のほうで、それも密に支援をしていただきたいと思います。

併せて、さっき一緒に聞けばよかったのですけれども、障害者のいろいろな団体の方からは、それぞれの障害種別に合わせて、それぞれの不安があるのです。

1つだけ事例を挙げれば、聴覚障害の方は、集団の中で自分だけ耳が聞こえないとか、そういうようなことについて、すごく不安、視覚障害の方も情報弱者ということでは、すごくこういうところでは不安が多いかと思うのですけれども、その辺の配慮とか、それから、そういう障害者団体とのこういう避難のときについてのお話合いというのはあるのでしょうか。もちろんその団体とだけ話していればいいというものではないと思うのですけれども、障害者福祉課とは、今、協議があるということですが、実際の当事者の方たちとの、今こういう状況で、配慮も進めているので、ぜひ安心してほしいとか、そういう内容であってほしいと思うのですけれども、その辺の協議の状況などもあれば教えてください。

○山本防災課長

まず1点目の障害の特性に応じた配慮というところで、確かにいろいろな障害のある方がいらっしゃるというところで、避難所の運営等につきましては、それぞれ配慮が必要になってくるというふうに思っています。その辺りにつきましては、各個別の避難所のマニュアル等にも、きちんとそういったそれぞれの要配慮者への配慮というところはうたっておりますので、そういったところを丁寧に対応していきたいというふうに思っています。

それから、当事者のお声というところで、団体等との協議というところですが、こちらについても定期的というわけではないのですけれども、防災課と障害者福祉課、それから福祉団体の方で、意見交換等々をしているところがございますので、そういったご意見を伺いながら、避難所の運営等にも反映していきたいというふうに思っています。

○吉田委員

それぞれ皆さん、障害者の方、それから高齢者の方、そのうち私も配慮していただかなければならなくなるのですけれども、それぞれの特性に合わせた配慮が必要で、それはすごく大変なことだと思うのですけれども、やっぱりちょっとあれなのは、聴覚障害の方たちは、例えば手話ができますという人は、何か目印をつけてくれるだけでもありがたいみたいで、割とそれなりにすぐ解決できるのではないかと、そういうような配慮もありますので、ぜひその辺については、例えばビブスとか、スカーフみたいな、そういうものですぐ解決できるようなこともあると思いますので、その辺、もし実際にやられていることがあったら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山本防災課長

障害者の方への個別の配慮というところで、先ほどお話のありましたビブスですが、こちらは全ての避難所ではございませんが、一部避難所でそういった準備もしているところがございますので、そういったいい取組みにつきましては、いろいろな避難所につなげていけるよう、区としても働きかけをしていきたいというふうに思っています。

○吉田委員

そういういい事例は、ぜひ防災課が間に入って、例えばこういうものがあるよというようなことは、どんどん生かしていただきたいと思います。それぞれ配慮するというのは本当にすごく大変なことですけれども、でも一方で、やっぱり障害のある方とかは、すごく不安に思っているんじゃないかなと思いますので、その辺はぜひ配慮しながら進めていただきたいと思います。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○たけうち委員

何点かお聞きします。

初めに、1ページの右下の避難情報の発令基準ですけれども、レベル5、レベル4、レベル3とありますけれども、一応確認で、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令は、どこが発令するのかということをお聞きします。

それから、資料1のハザードマップですけれども、これも前からいろいろな方が言っていたので答えがあったのかもしれないですけれども、ダブってしまうかもしれませんが、例えば、浜川小とか、立会小とか、城南小とか、一応、浸水時に避難所に位置づけられているのですけれども、このハザードマップを見ると、やっぱりそれなりの高さで浸水が想定される区域でして、実際にその辺が浸水していれば、なかなかそこに近づけないわけなので、そこに代わる場所というのですか、どこかあるのか、その辺の情報発信みたいなものがどういうふうになっているのかということをお聞きします。

それから、2ページ目の個別避難の関係で、今後の取り組みというところで、個別避難計画を今年度より委託してと。それで、ここにある高齢者、障害者の個別避難計画を「在宅介護支援センター（ケアマネジャー）等に委託」となっていますけれども、この「等」というのはどういった方が入るのかということと、それから進め方です。計画の進め方、かなり多くの方が対象になっているわけですけれども、どのような形で進めていくのか教えてください。

○山本防災課長

まず1点目のご質問で、発令基準を発する主体ですが、こちらの警戒レベル3、4、5につきましては品川区が発表することになります。

それから、2つ目のご質問の、自主避難施設等の浸水エリアのお話でございますが、一応こちらの自主避難施設15か所等につきましては、実際の運用上、浸水エリアにかかっていない部分で運営をしているというふうに認識をしてございまして、基本的にこちらの施設で対応ができるものだというふうに考えてございます。

それから、3点目の個別避難計画等の作成の委託の「等」の部分でございますが、こちらは在宅介護支援センターにつきましては高齢者の部分ということで、「等」で言いますと、障害者福祉課の部分で相談支援員の方が含まれてございます。

それから、進め方でございますが、こちらは国の取組指針の中では、優先順位等、その辺りを考えながら5年間をかけて作成すると記載されているところございまして、今、具体的な優先順位を区は定めておりませんので、今後こちらを具体的にまた検討していきたいというふうに考えております。

○たけうち委員

初めの発令基準、区でということ、区だから載っているということですが、例えば今回、長野県の岡谷市でしたか、亡くなった方がいて、そのときに避難指示がやっぱり遅れてしまったと。それ

で、その避難指示を出す基準になっている雨量、この時間帯、その雨量を超えていたのだけれども、それは市の判断で出さなかったということですが、私たちも、この名前とか、レベル幾つというのは分かるのですけれども、雨量の発令基準など、ここの発令基準に雨量は書いていないのですけれども、書いてあるのかな、その辺のところ、区として、今回のものも含めてどのような認識になっていらっしゃるのかということをお教えいただきたい。

それから、2点目の資料1の、ごめんなさい、僕は意味がちょっと分からなかったのですけれども、いわゆる自主避難施設になっているから大丈夫という、ごめんなさい、もう一度、いわゆる浸水想定区域内、3メートルぐらいの浸水が起きそうな地域の中にこの学校があるところがあるので、そういうところに避難をしてきて、既に浸水が起きているようなときに、防災行政無線等で、ここには来ないでくださいとか流すのか、それとも何か、もうこういうふうになっているけれども実際には大丈夫なのか、それから、仮にそこが浸水で避難できないような状況、いわゆる学校自体、上のほうは、そのようなところまで水は来ないと思うのですけれども、学校の入り口とかそういうものがもう全部水浸しになってしまっただけに入れないようなことも可能性としてはあるわけですが、そういうときに、何か代替の考え方があるのかということをお教えください。

それから、3点目は、今これからというお話なのですけれども、例えば、こういう考え方でやっていくのかどうか、これからなので分かる範囲で結構ですけれども、高齢者、障害者、それぞれ一定程度ピックアップして、それで、高齢者に関してはケアマネが中心になって、大体そのケアマネのほうで、その方の身体の状態だとかは分かっているから、例えばAさんという方がいて、この方は、例えば要介護5で在宅でやっていますと、そうすると、ご家族の方がそこにいるのかいないのか、大体要介護5で自宅だったらいるのでしょうかけれども、その方が対応できるのかどうか、それにプラスアルファして、どなたか地域の方なりが必要になってくるのかとか、そういういわゆる避難要配慮者と、それを支援する人たちが何人ぐらい必要で、どういう方が実際に今、確保できているのか、その必要な人数に対して何人足りないのか、それをどうやって埋めるのかということ。それから、さっき出ている福祉避難所なのか、二次避難所なのか、通常の区民避難所なのか分かりませんが、このAさんという方は、この状況だと区民避難所は無理なので二次避難所ですねとか、場合によっては、福祉避難所ですねとか、この方は一応介護を受けているけれども一般の区民避難所で大丈夫だろうという、そういうところまで個別避難計画をやっていくのであれば、多分やらなければいけないと思うのですけれども、そういうことを一括してやっていくのかどうか。それをやっていくに当たっては、ケアマネだけの判断ではなかなか、ケアマネとか、さっき言った相談支援員は、その高齢者なり障害者の方のお体の状態等、また生活状況などはつかんでいらっしゃるけれども、その状況が、福祉避難所なのか、二次避難所なのか、区民避難所でいいのか、その判断はなかなかその方たちはできないと思うのです。そうすると、そこに防災課の方なり専門の方が一緒に絡んでいかないと、その避難所の行き先までの計画はなかなかできないのではないかと思います。そういうことも含めた進め方というのは、今のところどのように考えているのかをお教えください。

○山本防災課長

まず1点目の避難情報を発令するタイミングというところで、確かに発令するタイミングが遅れることによって被害が発生してしまうというリスクはあるというふうに考えてございます。区としましては、基準として、具体的な数字等で既に基準は作成しておりますので、その基準に基づきながら的確に判断して迅速に避難情報等の発令を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の自主避難施設等の浸水想定区域のお話でございますが、こちらは資料2でお配りしてございますが、こちらの避難場所等につきましては、基本的には全ての学校が浸水想定エリアにかかっていないというところでご理解いただければというふうに思っております。

ただ、もし仮に浸水等をしてしまった場合は、当然利用等はできないこととなりますので、そういった場合には、素早く区民の皆様へ、こちらは開設しない旨を周知していきたいというふうに考えてございます。

それから、3点目の個別避難計画の作成の進め方でございます。こちらにつきましては、優先度をつけながらと国の取組指針に書いておまして、例えば具体例で申し上げますと、その方が独居なのかどうか、ハザードマップにかかっているところにお住まいなのかどうか、あと、ご自身の心身の状況、そういったところを鑑みながら優先順位を決めていくというような指針も出ているところでございます。

区の進め方は、これからまた具体的に考えていくのですけれども、そういったところも1つ考慮しながら、避難計画を作成する段階で、まずケアマネジャーがご本人の状況を見て、区民避難所なのか、二次避難所なのか、福祉避難所なのかということを決めていくのですけれども、当然、ケアマネジャーだけの情報量ではそこを決め切れない部分もあるかとは思っています。そういった意味で、地域の方々、防災区民組織の皆様のお力を我々としてはぜひお借りしたいというふうに考えておまして、資料で言いますと、2ページの今後の取り組みのところの、黒2つ目のところです。防災区民組織と福祉関係者の連携強化というところで、防災区民組織とケアマネジャー等を構成員として、また検討会みたいなものを今年度進めていく予定になっておまして、その検討会の中で、今後、避難計画をつくる上での、より実効性のある計画をつくっていくためにはどうしたらいいかということも検討していきたいというふうに考えているところです。

○たけうち委員

分かりました。一番最初、1点目のほうは、ちょっとこちらも勉強しなければいけないなと思ったのですけれども、ここに出ている基準以外でも、さっき言ったように岡谷市の場合の、報道がどこまで正しいか確認しなければいけないのですけれども、雨量によっても基準があると、その地域によって違いのかもしれないのですけれども、その辺のところはもしあるようであれば、またそういったことを我々にも、今回でなくて結構なので、今後の中で教えてもらえればいいなと思っていますので、これは要望にしたいと思います。

それから、2点目の資料は、すみません、ちょっと分からなかったもので。これを見る限りだと、そういう地域になっているのかなと思ったら、そうではないということです。この学校は全て大丈夫というか、一応この浸水の危険想定区域には入っていないということで、これを見ると、丸のところは色がついているところもあるので入っているのかなと思ったのですけれども、そうではないということならば、そのように受け止めておきます。

それから、3点目については、これからなのであれですけれども、要望としては、さっき言ったように、どういうふうに進めるかはいろいろあると思うのですけれども、防災関係者もケアマネとかと一緒にやっていくのか、2段階で先にケアマネとか相談支援員に該当する方のいろいろな状況を出していただいた上で、そのリストを基に、防災課のほうでこの方はこういう状況だから避難場所としてはこっちだよとかというふうに決めていくのか、そこはよりスピード感があるほうがいいとは思っているので、そこはお任せしたいと思うのですけれども、いずれにしても、そこも含めてやっていただく中で、今お話し

あったように、地域の方ともやっていくということですが、そこをまた交えていかざるを得ないので、そこを入れると、またすごく時間がかかるので、幾つかの例で、例えばさっきから出ている福祉避難所という面であれば、明らかにこの方は、例えば障害の種別であれば、肢体不自由だとか重症心身で、家でお一人で見えていらっしゃるけれども、明らかに一般の避難所は無理だという方もいらっしゃると思うのです。例えば酸素だとか、いろいろな医療器具が必要だとかという、そういう方などが少し例として、こういう方は福祉避難所なのだというのが幾つか事例として何点か出てくると、それに関連している方たちが、こういうケースはこうなのだと、それがあまり先行してもいけないのかもしれないけれども、大体分かってくると思うので、同じようなケースだけを初年でやると、なかなかあれなので、幾つかのパターンで、こういうケースはこうなのだとすることが周りの方にも何となくイメージできるようなことも配慮した上でピックアップしていただきながらやっていただけるといいかなと思うので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。一応お答えがあればお願ひします。

○山本防災課長

1点だけ訂正というか修正させていただきたいところがございます、浸水ハザードマップのかかっていないところですが、一部、例えば御殿山小学校ですと、土砂災害警戒区域というところで一部かかっている部分があるのですけれども、浸水とは別ですけれども、そういったところは使わずに運用するというところで、内部で今、進めているところで、被害がないように、安全に避難生活を送れるようなところで運用は進めていく予定でございます。

それから、例で出させていただきました例えば重度心身障害者の方というところで、どういった方が福祉避難所で、どういった方が二次避難所かという判断基準というところで、ぜひ分かりやすいものができればとは思っているところでございますが、この辺りにつきましても、具体的には、ケアマネジャー等が個別避難計画をつくるときのマニュアル等も今後つくっていきたいというふうに思っておりますので、そういった中でご意見もいただきながら判断基準もつくっていきたいというふうに思っております。

○安藤委員長

それでは、ほかにもございますでしょうか。

○松澤委員

風水害の避難について1点だけお聞きしたいのですけれども、風水害は区の職員に開設していただいて運営を行う、前回は確かにいらっしゃるのとおり、そういう形でやっていただいた。やっぱりそこに避難する方の多くは、消防団をやっていたときに一番多く声がかかるのは、一人で不安だという声が非常に多かったのです。ただ、私たちはそのときは何もできなくて、お話を聞いて豊葉ですという部分でしかできなかったのですけれども、そういった方がすごく多いのかなという中で、例えば、区の職員はそこにいらっしゃるのですけれども、やっぱり自分の町場の方がそこにはいらっしゃらないのです。そうすると、高齢者の方が比較的多く避難してくるという場合においては、民生委員が少しいてあげたりとか、民生委員が移動するのがなかなか難しい部分があれば、それは消防団の方が送迎をしてあげるなど、要は、災害時において、多分消防団は、倒壊家屋があったり、火事があったり、比較的活動の場があるので、なかなかそういうことは難しいと思うのですけれども、風水害に関しては、荏原地区は比較的洪水の心配もないですし、ある程度パトロールしている部分の中においては、送迎とかという部分などでもできるのではないかと考えているのです。ただ、命令系統の中では、東京消防庁の管轄なのでできないので、できればそういったところを品川区のほうで少し指示系統を変えて、品川区のほうから消防団の方

が、そういう運搬なども、人の送迎などもしてあげてほしい、何かそういうことができればいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐災害対策担当課長

消防団の皆様による被災者の送迎というご質問ですけれども、もちろん震災のときは、一気に全体エリアが被災しますので、その災害活動が最優先となります。もちろん風水害でも、溢水とか、内水氾濫とかがあれば、そちらのほうの対応をしていただくことになります。

あとは、実際に自主避難施設は開設したけれども、さほど災害被害がない。そのような中で、消防団員の方々、多くの方々が参集されているという状況であれば、地域のほうで何を求めているのかということに対応するというのは、1つやり方としてはあるのかなというふうに思います。

○松澤委員

ありがとうございます。ぜひ何かそういった町場の声といいますか、町場の消防団なので、そういった町場の話をしっかりと聞いて、何ができるかということを探して、新しい形で何かやっていただけたらと思っております。

次に、避難所のマニュアルの周知ですけれども、コロナバージョンでこういうマニュアルをお配りされていると思うのですが、これは、要は自主避難施設、町会長と、その一部の方だけに配られているのか、避難所にこういうものが置いてあるのか、ちょっと教えてください。

○平原防災体制整備担当課長

コロナマニュアルについてでございますけれども、まず1点目、こちらにつきましては昨年度作成させていただきました。町会長をはじめとした防災区民組織にお配りさせていただいたところでございますが、併せて区のホームページでも公表させていただいているものでございます。また、必要な様式につきましては、既に関係しております区民避難所等に配備しているところでございます。

○松澤委員

ありがとうございます。この表示物はすごく見やすく、私、この前、昨年秋に町会の防災訓練、避難所訓練でこれを一生懸命貼っていたのですが、非常に見やすいと思うのです。避難所に置いてあるのはすごくいいことなので、もし可能であれば、こういったマニュアルを、誰が来ても、見て開けたら、一番初めはこうやってやるのだみたいな、そういったマニュアルをもう少し置いていただけたら、変な話、町会長や防災区民組織の方が、もし全員避難所に来ることができなくなったら、では、誰が運営するのかと困ることにならないように、そこに行けば誰かが必ず分かるというような、そういうシステムの構築が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長

今お話ししましたところ、確かにどなたが行かれても開設できるようにというところもございますので、まず、特にコロナに関係するようなものにつきましては、受付段階から最初の動きが始まるということもありますので、各区民避難所の備蓄倉庫に、これがコロナ用品ですというような形で、ほかのものとは全く区別した形で、一番入り口に近いところに基本的に置かせていただいているところでございます。その中で、さらに分かりやすくするというところもありますので、先ほどの防災課長からの当初の説明にもありまして、現在、コロナマニュアル、さらに分かりやすく改正も進めているところでございますので、そういった内容も反映させていけたらというふうに思います。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

まず、福祉避難所について伺いたいと思います。

今、ケアマネジャーの方を通して計画をつくっているということですが、高齢者の方はケアマネジャーだと思えるのですが、障害者の方の個別計画を策定することは、計画相談の方が中心になって個別計画をつくるという形になるのか、障害者の方の個別計画はどのようなシステムでつくられているのかを伺いたいと思います。サービスを使っていない方でも、多分避難所が必要だという方はいらっしゃるのではないかと思います。そういうところも含めて伺いたいと思います。

それから、先ほど福祉避難所では、おおよそ800人程度が収容人数として可だということでご説明がありましたけれども、そうしますと、おおよそ1か所につき、平均ですけれども、四、五十名という形になりますよね。四、五十名の方が、この施設にそれぞれ避難してくるとなると、かなり施設としても大変な状況になるのではないかと思います。その方々は、やはり福祉避難所でない駄目だという方なので、支援がかなり必要だということになると思います。その支援の体制はどのようなふうにとられているのかについても伺いたいと思います。

それから、この個別計画がつけられると、需要数とか、どのようなものが足りないのかということが分かってくると思います。これはいつぐらいまでに個別計画がつけられるスケジュールになっているのかについても伺います。

○山本防災課長

まず1点目のご質問の障害者の方の個別計画の作成の委託先でございますが、こちらにつきましては、相談支援専門員の方をお願いする予定でございます。

それから、2点目の福祉避難所の支援の体制等々でございますが、こちらにつきましては、まだ需要数を算定するところでございます。個別避難計画の策定を通じて、どれぐらいの方が福祉避難所を実際に必要とするのかというところをこれから数字を出していきますので、その部分と関連させながら、福祉避難所の受け入れも併せてセットで考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、支援体制というところでは、例えば介護度の高い方が福祉避難所に避難されることが想定されますので、実際の具体的な運用支援も、今、検討委員会のほうで検討しているところでございまして、そういったマニュアル等も含めて、実際の福祉施設にどういったご協力をいただくのかということも踏まえて、今、検討を進めているところでございます。

それから、スケジュールに関してですけれども、こちらはまだこれからというところになっておりまして、大体いつぐらいに計画の作成が終わるのかというところはまだ決まっていないのですが、なるべく早い段階で全ての方の計画がつけられるよう努力してまいります。

○鈴木（ひ）委員

私は、こういう形で個別計画がつけられるようになったというのは、本当に個別計画が必要だ必要だと言われながら、なかなか1件もつけられないということで、もうずっとそういう形で来まして、ケアマネの方がこういう形でつけられるようになって、また相談支援のところにつけられるようになったというのは、すごく大きな前進、一歩だと思えます。これがつけられることによって、また問題点が見えてくる。また対応が、何をしなければならないのかということが見えてくるというところで、すごく大きな前進だと思いますし、あと、福祉避難所に直接避難できるようになったということも、これはずっと前からそういうふうに思っていたのですが、そういうところでは大きな前進だと思います。そういうところからでも、実際は、いつ災害があってもおかしくないという、全国でこれだけ災害

が起きているわけですから、そういうところでは、いつまでにつくるのか、せめて今年度中だったりとか、何月頃までとか、そういうことは持ってやらないと、またそれも浮き彫りにするということにもなかなかならないのかなと思うのですけれども、例えば遅くとも今年度中にはそのところを浮き彫りにしていくとか、そういう見通しはないのかという点についても伺いたいと思います。

それから、この福祉避難所が18か所ということで、ここは多分、協定をもう結ばれているということだと思うのですけれども、その中で障害者の施設が、かもめ園とかがやき園の2か所だけですね。高齢者の施設は高齢者が基本的に避難する、障害者の施設は障害者の方が避難するということになっていくのではないかとと思うのですけれども、それを考えると、障害者の施設が2か所では、とても足りないのではないかと、本当に障害者の方はそれぞれの方々が、災害のとき、どうしたらいいのかというところで、すごく大きな不安を抱えているということをいつも伺うのですけれども、障害者の施設が2か所ということについても、今後どう考えられているのか伺いたいと思います。

○山本防災課長

1点目の計画の今後の見通しでございますが、国の取組指針では、これから5年間というところでありますので、その5年間というのが1つの指標になるというふうに考えてございます。

それから、2点目の障害者の施設の2か所というところでございますが、あとは二次避難所のほうに心身障害者福祉会館等も入っていますので、そちらの活用等も含めながら、具体的にどう運用していくかというところは考えていきたいというふうに思っております。

○鈴木（ひ）委員

5年間だと、ちょっと長過ぎるのではないかとと思うのです。少なくともケアマネジャーに個別計画を今お願いしていると思うのです。去年はケアマネジャーがモデルをやりましたよね。それで今年は具体的にケアマネの方からも、そういうことが区のほうからあって、計画を立てるよというところで言われているというお話も伺っているのですけれども、このケアマネジャーの方とか、障害者の計画相談の方とか、そういうところで個別計画を立てるのは、基本的にいつまでという日程でお願いしているということがあるのではないかとと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

そういう形で具体的に進めていかないと、本当に問題が問題として見えてこないもので、それはもう本当に具体的に進めていただきたいと思います。その個別計画を具体的にいつまでということに依頼しているのかについて伺いたいと思います。

それから、福祉部のほうで検討委員会が開かれているということで先ほどもありましたけれども、福祉部でどのような形で検討委員会がされているのか、その検討委員会のメンバーですとか、1か月に1回はやっているとか、いつまでにこういう方向でやっているとか、そういう具体的なところを教えてくださいたいと思います。福祉部のほうからは防災課と言われるし、防災課のほうからは福祉部と言われるし、そういう形で福祉部と防災課がやっぱり連携をとってこれを一気に進めるということが必要なのではないかとと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○山本防災課長

具体的な日程でございますが、すみません、私のほうで各施設のケアマネ等にどういった指示で話をしているかということは把握してございませんが、予算上では高齢者分で5,000件、それから障害者分で、今年度30件と聞いているところでございます。

それから、2点目の検討委員会の内容でございますが、検討委員会としては、四半期に1回程度、福祉部の部課長、それから防災課長と災害対策担当部長というメンバーで、あとは外部のアドバイザーを

入れての検討委員会は年4回、それ以外に担当者レベルで各福祉部の事務職員、それから係長、それから防災課の職員、係長というところで、それぞれ議論等をしているところで、そちらの頻度としては月1回以上行っているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

毎月だったり、年4回だったりということですがけれども、とにかくケアマネがいつまでにというところは分からないということですがけれども、今回は、福祉避難所がかなりのテーマになっていますので、本当であれば、ここに私は高齢者福祉課とか障害者福祉課の課長もおいでいただけたら、もっとそこら辺のところも分かったのかなというふうに思います。

それから、個別避難計画ですがけれども、それについても、なぜここまで進まなかったのかと言ったら、本当に計画そのものが難しく立てられないということがあったと思うのです。去年やったモデルの中でも、かなり課題が出されていて、それをクリアしながら、今回、計画を立てるということに対しても、私は様々な課題があるのではないかと思います。その課題を乗り越えて、どうやったらつくれるかというところまでいかないと、本当に個別計画をしっかりつくれるのかなという思いをしているのですが、そういう点では、例えば、避難誘導の支援者を、この計画書には3人書くようにということで具体的にあるというふうにお聞きしたのですが、具体的に支援者が見つからないということはないのか、それから、モデルをやって新たな課題となったものは何なのか、そこら辺のところはどうクリアされて、今回、ケアマネのところでは個別計画を、多分要介護1から5のケアプランをつくっている人は全てこの個別計画をつくるということになるのかと思うのですが、そういうものがつくられるようになるのか、そこら辺のところも、防災課長で分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○山本防災課長

個別避難計画作成の課題というところで、今、委員がおっしゃられたとおり、一番大きいところは支援する方の確保というところで、ご家族がいらっしゃる方ですとか、また近所に親戚等がいらっしゃる方でしたら、それほど問題にはならないのかもしれないですが、独居の方等を、支援する方をどう確保していくのかというところは、1つ大きな課題だというふうに思っているところでございます。

それから、昨年度モデル事業を行ったというところで、具体的にどういった課題があるかというところですが、やはり一番は、そういった支援をする方をどう確保していくかというところが1つ大きな課題だったというふうに考えてございます。

それから、今、ケアマネジャー用の計画を作成するためのマニュアル等もつくっているところですが、そういったところを誰がつくっても同じような判断基準でつくれるかというところの、そういった標準化するための基準づくりも1つ、まだそこは検討しているところもありますけれども、そういったところも1つ課題だというふうに考えてございます。

○鈴木（ひ）委員

本当に様々な課題があると思います。それを1つずつ、どういうふうにしたらクリアできるかということも含めて、この計画、やっとうこういう形で個別計画が具体化されるということになりましたので、本当に5年間ということ言えば、また、その間に大きな災害があったら、もう間に合わないわけですから、一日も早く立てていただいをお願いしておきたいと思います。

それからもう1つ、新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルについて伺いたと思います。

これは今、見直しがされているということなので、それがどういう形で見直しされているのか伺いた

いと思います。

今、本当にコロナの感染爆発で深刻な状況になっています。これは令和2年7月ということなので、今、デルタ株で、これだけ感染爆発しているというところに対応する、そういうマニュアルに変えることが必要なのではないかと思うのですけれども、そのところで、どういう見直しがされているのか伺いたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルの見直しの状況でございますけれども、こちらにつきましては、今お話がございましたとおり、昨年度の7月、令和2年7月に配布をさせていただいたところでございますが、その後、コロナ禍ということもございまして、なかなか地域の集まりが今までどおりできなかったということもございまして、マニュアル上に、例えばその後準備いたしました資機材、そういったものの詳しい使い方とありますとか、あるいは年末に行われました令和2年度の区内一斉防災訓練の一部地域で行われた避難所開設訓練、こういったものの事例を紹介することによりまして、1つの参考にさせていただこうというようなものが1つでございます。

もう1点は、その後に行われました国等の通知の状況を新たに入れるということでございますが、こちらにつきましては、現時点では大きな変更がございませんので、時点修正というようなところのレベルで今考えているところでございます。現状では、今このように考えてございます。

○鈴木（ひ）委員

一昨日の厚生委員会で、自宅療養者が今、品川区で1,300人を超えたということで伺ったのです。今、災害が起こったら1,300人を超えた自宅療養者の方が、一体どうなるのかということを見ると、ぞっとするのですけれども、そういうときに、このマニュアルで、資料集のところでも、ゾーニングという考え方ですね。そしてこのゾーニングのところでは、一般の人と感染者が同じフロアだったりするのでございますけれども、これで本当に感染拡大されるということにならなくて済むのか、このゾーニングという考え方で大丈夫なのかという思いを1つしているのと、それから、このコロナの特徴は無症状の感染者が自覚することなく感染を広げることが特徴だと思うのですけれども、災害のときに、自分で自覚することなく感染していたという方が入ってきたときに、避難所で感染が拡大するということになりかねないのではないかと思うのですけれども、そういうところ言えば、抗原検査の簡易キットとか、そういうところでチェックする必要はないのかなという思いをしていたり、それから、基本的に、やはり感染されている方は、宿泊施設とかホテルとか旅館の借り上げとか、そういうところでの隔離が基本になるのではないかと思うのですけれども、ホテル、旅館の借り上げの協定はどうなっているのか伺いたいと思います。

あと、こういう感染が拡大しているところでは、プライバシー確保とともに感染防止という観点から、テントやパーティションが必要だと思うのですけれども、テントやパーティションはどれくらい、今、品川区では、各避難所に配備されているのか、それとも全体でどこかにあって、災害が起こったときに、それぞれ配分するという形になっているのか。3月の予算特別委員会では、パーティションとベッドで1,200セットという答弁があるのですけれども、その後増えているのか、その点についても伺いたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長

まず、新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアルでございますけれども、こちらにつきましては、基本といたしまして、避難所の開設を行う防災区民組織の方々にお配りしたものでござい

すので、まず、その方々が機動的に動けるようにというふうなもので作ってございます。

一方で、実際に避難所におきましてコロナに感染しているような方、こちらはマニュアル上では4つの区分に分けるのですが、1つ目の区分、感染者というような区分に対応する方につきましては、区の職員がこちらの対応をさせていただくこととなっております、必ずしもこちらのマニュアルにそこを全て記載しているというふうなものではないことはご理解いただければと思います。

今お話しさせていただきましたとおり、ゾーニングというところでございますけれども、こちらは動線も分けるということで防災区民組織の方々や打合せをさせていただいているところでございますので、単に場所を区別するというよりも、極力接する箇所を減らすというふうなところで考えてございます。

また、先ほど無症状の方ということもございましたけれども、無症状の方で、まだ陽性であるとか、あるいは濃厚接触者であるとか、そういったものが一切ないような方が入ってくる場合には、一般の避難者として入ってくる可能性がございますが、仮にそこで避難中に調子が悪くなった、あるいは発熱した、そういったことが把握できたときには、すぐに災害対策本部の保健所が対応しております保健衛生部というところとタイアップいたしまして対応させていただくような形で考えてございます。

続きまして、ホテルや旅館につきましては、以前から品川区とホテル旅館組合との間で協定を結んでいるところでございますが、こういったところをはじめといたしまして、災害時に活用できるように話し合いを進めさせていただいているところでございまして、実際の災害時にはそういったところも含めて活用していくことを考えてございます。

続きまして、感染対策用の資機材でございますが、先ほど委員からご指摘がありましたとおり、パーティションそれから簡易ベッド等につきましては、1,200セットというふうなお話ございました。こちらはパーティションが1,200セットです。簡易ベッド等につきましては、いろいろなものを組合せて、それに対応できるような数ということで、ベッドだけではなくて、例えばマットであるとか、そういったものを活用することも考えてございます。

場所につきましては、現状、風水害の可能性のほうが高いということで、先ほどもありましたとおり、風水害の自主避難施設でありますとか、そういったところに優先的に配備をしております、それ以外のところは、その周辺にあります区の備蓄倉庫に備蓄しており、開いたところに直ちに輸送できる体制をとっているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

ホテル、旅館とは協定を結んでいるということですが、今の時点で何か所何人分ぐらいなのか伺いたしたいと思います。ぜひここの協定の中にコロナの患者を受け入れるということも入れていただいて、感染者の方がそういうところで療養できるようにということで、ぜひしていただきたいと思えます。

それから、パーティションは、1,200セットと、これだけコロナの感染が広がっている下でも、パーティションのセット数は増やしていないということなのではないでしょうか。また、これから増やす計画については、どうなのでしょう。

あと、テントとかもかなりいろいろな避難所で使われていると思うのですが、テントやパーティションはやっぱりもっともっと増やして、そうでなくても、避難所ではこれが当たり前というような形にしていくべきだと思うのです。そういう点では、もっともっと大量に増やしていくという計画をもって増やしていただきたいと思うのですが、その点も伺いたしたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長

まず、災害時協力協定を締結しております品川区ホテル旅館組合の状況でございますけれども、こちらにつきましては、区内のホテル旅館業31施設が加盟している組合となっております。そのうち具体的に何人分というようなお話がございましたけれども、もちろん平常から営業しているホテル、旅館でございますので、具体的に何人分というようなところではなくて、その時点で、いわゆる空き部屋のようなところを活用させていただくことになります。宿泊者がいるところは当然使えないということになりますので、それ以外のところを使わせていただくというようなものになります。

また、パーティションの、現状1,200セットというところは、風水害の避難者の想定から割り出した数で、現状1,200セットを用意させていただいているところでございますけれども、今後につきましては、現状、具体的にどのように進めていくというような計画はございませんけれども、引き続きいろいろな状況を注視しながら、どういった数が適正であるのか、どのぐらい必要なかというようなことは考えていきたいというふうに考えてございます。

○鈴木（ひ）委員

コロナ禍、これだけ感染爆発しているという状況で、こういう感染症に対しての対応は、本当に今こそしっかりとっておくことが必要だと思います。このホテル、旅館の借り上げについても、感染者の方が療養できるような形での対応をぜひお願いしたいと思いますし、テントやパーティションも、風水害だけでなく、コロナの感染防止という観点で、大量に増やしていただくよう要望して終わります。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○こんの委員

1点お聞きいたします。風水害のときの自主避難施設、この資料のところでお聞きしたいのが、その他というところの状況をお聞きしたいのですけれども、要は、自主避難施設のほかに、被害状況等に応じて、震災時における区民避難所等を開設するというふうに書かれているわけなのですが、いわゆる被害が出てから避難というのは、ちょっと「ん？」と思うところと、いわゆる被害状況に応じて区民避難所を開設、ここをもう少し具体的に、要するに、区民避難所も開設するというその目安というのでしょうか、自主避難施設のこの15か所以外の区民避難所を開設するそのタイミングと状況は、どの程度のことをおっしゃっているのか教えてください。

○山本防災課長

自主避難施設、それから区民避難所の開設でございます。

まず、台風等の直撃が予想される場合は、自主避難施設15か所を開設する、そこに避難をしていたという運用を考えてございます。

区民避難所に関しましては、その後、どちらかという、台風が通過した後に、例えば台風の影響で住家に被害が出たという件数がかなり多くなってきた場合につきましては、そういった方の一時的な避難する場所という形で、自主避難施設ではなくて、今度は区民避難所に切替えまして、震災等と同様の扱いをしていくという考えでこちらのほうは記載をしております。

○こんの委員

2年前、3年前でしたか、台風19号のときに初めて自主避難施設を開設したというところをずっと振り返っていたところなのですけれども、あのときに、台風は確かに来る時期と、大体この辺でこれぐらいと読めるようなところもあるので、開設のタイミングとか、閉鎖のタイミングとかというのは読めて、ある程度、被害の状況は、100%読めるものではないにしても、そういう状況かと思うのですけ

れども、あのとき自主避難施設が遠くて、結局、高齢者の方などは、避難するのに結構大変だったと。前日の4時の段階で避難という声を区のほうから発信していただいたので、前もって避難をするという体制をとれなくはなかったのですが、やっぱり間際になって、翌日の雨がひどくなってから避難を試みる人がいる中で、なぜ近くの区民避難所が開かないで、遠くの自主避難所なのだという声があった中で、やっぱりこれ、被害が出てから、そうなると、被害が出てしまったときに、早めにその避難所に行っていれば、その被害、家屋の被害で住めないから避難所ではなく、命の危険というところまで想像を及ぼして、そして避難をしてもらうというところを考えると、より近くのところ避難していただくという考え方を持ち合わせたほうがいいのか。今のご説明ですと、被害が出てから、台風が去ってからというようなご説明だったのですけれども、場合によっては、その場合というのは、私もどの程度のことをしたらいいのか分かりませんが、いわゆる区民避難所も開けていく、全部ではないにしても開けていくような体制も必要なのかなと考えるところです。

というのは、今回、1週間ぐらいにわたって、線状降水帯、長く雨が続いてと。幸い東京都は、そんなに被害がありませんでしたけれども、地方の広島とか、ああいう被害が、長野だとかで出たことを考えておくと、品川区としても、やっぱり土砂災害の危険性があるところも、川の氾濫というところもあるので、こうしたところをもう少し柔軟に、自主避難施設というところをもう少し柔軟に開設するという考え方が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○山本防災課長

自主避難施設の開設についてのお尋ねでございます。

先ほど委員からご案内がありましたけれども、おととしの台風19号の際に自主避難施設を開設いたしました。その際は、義務教育学校6校、それからシルバーセンター12施設を自主避難施設として指定しておりまして、そのうち11か所を自主避難施設として開設したところでございます。

ただ、そのとき、区民の方から、ふだん区民避難所としている場所と違ったりして、避難する場所が分かりにくかった等々のご意見をいただきましたので、今年度より自主避難施設の見直しを行いまして、今回15か所の基本的に区民避難所として学校種避難施設として指定をしたところでございます。

今回、4月からこの運用を始めているところでございますが、それ以外の自主避難施設を実際に開けるかどうかというところですが、まず一度この体制でやらせていただいて、また地域の方のご意見等も伺いながら、その距離感とか、そういったところも併せていろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○こんの委員

柔軟に考えていけるような体制をぜひお願いしたいのと、状況に応じて臨機応変に、一応決まっていることをベースにするのですが、柔軟に考えていく体制というのを持っていきながら、今後進めていただければというところで、要望で終わります。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○たけうち委員

参考資料1の震7-25ページですけれども、ここの区民避難所の設置と受け入れ体制の強化というところで、(2)の二次避難所の設置と(3)の福祉避難所の設置というものがあまして、この四角でくくった中に、例えば二次避難所指定施設の受け入れ条件という中に、ポチが2つあって下のほうのポチで、「停電時等にあっても生命に危険の及ばない者であること」というのがあるのです。それから、ま

たその下の(3)の福祉避難所の設置の囲みの中にも、一番下のポチのところ、「停電時等にあっても生命に危険の及ばない者であること」と、それでまた福祉避難所については、その上のポチで、「身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者で、家族等の介助・介護があっても」云々とあるのですけれども、これを読むと、非常に限られたというか、一方で要配慮者というのは、その前の震一七二二にあるとおりに、難病の方ですとか、重症心身などの方で、人工呼吸器だとか、痰の吸引などが必要な方もいるわけですが、そういう方たちは、特に人工呼吸器などは停電になったら命の危険が及んでしまうわけなのですが、そうすると、これに照らすと、そういう方たちは福祉避難所では受け入れられないというふうに読み取れてしまうわけです。その上のほうのポチを見ると、いわゆる特養とかショートステイに入るほどではない程度の者というのと、要介護でいうと2とか1とかになるわけですが、そういう方ならばいいよと読めてしまうわけです。いわゆる要介護4、5で、施設に入れなくて在宅で介護している方は、特養ホーム、またはショートステイなどにも入るぐらいの方なので駄目と、こういうふうに読み取れてしまうのですけれども、これはどこか、都とか国の規約を持ってこられたのか、それとも、つくられた当時は、もしかすると、今ほど停電時の電源確保ということで、最近北海道の地震での停電を受けて、品川区でもかなりいろいろな電源確保に努めていらっしゃるの、もしかすると今はこうではないということなのか、その辺が分かれば教えてください。

○山本防災課長

二次避難所、それから福祉避難所の受入条件というところがございます。停電等というところを書いておまして、どちらかというと、意味合いとしては、避難所に行かれるより、医療機関等に搬送する方が好ましいのではないかと、こちらを記載しているところがございます。

ただ、今、委員ご案内のとおり、各避難所等、また福祉施設等につきましても、非常用発電機等の整備が進んでいますので、そういったところは改めて今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○たけうち委員

ありがとうございました。そうすると、この電源等については柔軟に、もちろんここにはありますけれども、そこも医療機関等でできない場合にはという、できないことのほうが多いと思うのですけれども、福祉避難所ということで。

これも分かればですけども、その上の身体の状態というのは、ちょっと福祉的な部分なので防災のほうで分からないことがあればあれですけども、ここについてはどうなのですか。

○山本防災課長

福祉避難所の受け入れ条件で身体等の状況が入所するに至らない程度の者ということで、実際にその基準に当てはめると、福祉避難所に行かれる方は、基本的には要介護4、5という形を想定しているところがございます。なので、介護度等が低い方は、二次避難所等で一定の割り振りの基準を定めているものというふうにご理解いただければと思います。

○たけうち委員

すみません。私の読み方があれなのか、これを見ると、逆に捉えてしまうのです。何かちょっと分からないけれども、こちらが間違っていたら指摘してもらいたい。特養またはショートステイに入所するに至らない程度の者となっていますよね。今、課長がおっしゃった、要介護4、5というのは、特養とかショートステイに至る者なのです。だから、そういう方、私もそういう方こそ福祉避難所なのだろう

うなと思っていたのだけれども、この文章を見ると、そこまではいかないのだと、ただ家族等の介助等があっても、ちょっと二次避難所とか、シルバーセンターだとか、普通の学校の避難所では無理なので。でも、そういう方は、もちろんいらっしゃると思うのだけれども、どちらかというと、いわゆる要介護5とか4の方のほうが福祉避難所を必要としているのではないかなと思うのだけれども、何かこちら辺がよく分からないので、もし今、急にあれしたので、何かまた、今どうしても分からなければ、また後日教えてもらいたいものだけれども、どうでしょうか。

○山本防災課長

表現が分かりにくくて大変申し訳ないのですけれども、こちらの意味合いとしては、「入所するに至らない程度の者」と書いてはあるのですけれども、実際に入所されている方は、そのまま施設にいらっしゃるということなので、入所していない方が、避難行動要支援者名簿の対象もそうなのですけれども、要介護の認定を受けて施設等に入所されていない方が基本的には避難行動要支援者というふうに挙がっているのです、そういった意味合いということで、すみません、分かりにくくて申し訳ないのですけれども、そういったことで記載をしているものでございます。

○たけうち委員

では、要望ですけれども、そういうことであれば、これはもっと分かりやすくしないと、大変誤解を与えますので、先ほどの停電云々等も含めて、ちょっとここ、この場で言って恐縮ですけれども、若干見直しをしていただければと思うので、要望でとどめておきます。お願いします。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかになければ、以上で、特定事件調査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 令和3年度 地区総合防災訓練の実施について

○安藤委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

まず初めに、(1)令和3年度 地区総合防災訓練の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐災害対策担当課長

私から、令和3年度地区総合防災訓練の実施につきまして、お手元のA4資料をもとにご報告させていただきます。

昨年度、全13地区で中止となった地区総合防災訓練ですが、今年度は6地区で、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で実施していくこととなりました。

項番1、目的になります。

本訓練を通じて、区民一人ひとりが災害時における初期対応や防災行動力を身につけるとともに、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識の向上を図ってまいります。

項番2、主催等ですが、品川区防災協議会各地区協議会が主催でございまして、区ほか関係機関が共催となります。

項番3、実施予定の訓練項目ですが、項番4の日程等と併せてご説明いたします。

上から順に、9月19日日曜日、大井第三地区では、地域センターでの物資配布訓練に加え、町会単

位での安否確認訓練を実施予定としております。

続いて9月26日日曜日、八潮地区では、こみゅにていぷらざ八潮と、合わせて3か所の施設間で、防災タブレット等による情報伝達訓練を実施します。

10月17日日曜日、荇原第一地区では、地域センターを中心に、各家庭への物資配布訓練を予定しております。

10月31日日曜日、品川第二地区では、東海中学校を会場として、東京ガスと連携した防災展示による学習会を予定しております。

なお、同日、荇原第五地区では、しながわ中央公園で放水訓練、しながわ防災体験館で防災シアターの映像視聴を予定しております。

11月7日日曜日、大崎第二地区では、地域センターでの物資配布訓練に加え、各家庭でワークシートを活用した防災啓発を行う予定です。

いずれも新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、会場を別にするとか、同一会場で町会ごとに時間差で実施するなどの工夫を凝らし、密を避け、午前中に実施内容を絞って実施していきます。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○小芝委員

ご説明ありがとうございます。2点ほど確認させていただきます。

まず、こちら、日程といたしますか、今回、総合防災訓練を実施される地区ですけれども、こちらは、各地区のほうから具体的に要望があったという認識でよろしかったでしょうか。

○五十嵐災害対策担当課長

地区からのご要望かということですが、そのとおりでございます。

○小芝委員

ありがとうございます。それで、ちょっと具体的なことですがけれども、例えば大井第三地区の町会単位での安否確認訓練というのは、地域センターの集会所とかそういったところの中で、例えば大井第三地区だと5つの町会があるのですけれども、そこでの安否訓練というのは、在宅しているかどうかということ想定した上でされるものなのかどうか。人数がたしか、役員を中心に30人ということなので、各町会で5人とか、そのぐらいだと思うのです。あまりイメージが湧かないのですが、どのような流れなのか。当然、感染防止の徹底をしないといけないと思うのですけれども、その辺、流れを教えてください。

○五十嵐災害対策担当課長

大井第三地区の安否確認訓練についてですけれども、基本的には、町会の役員の方が、各家庭のほうに物資配布訓練と併せてお尋ねし、さらに、ご家庭の中で身体防護訓練とかもやってもらいつつ、安否を確認する流れというふうに聞いてございます。

○小芝委員

ありがとうございます。要は、集会所から各家庭に行ってという、そこから外に出てということなのですね。分かりました。ちょっと認識が間違っていましたので、すみませんでした。ありがとうございます。

今こういう状況ですので、外に行つての活動というのはまだ分かるのですけれども、やはり感染防止

の徹底をぜひ今後も促していただきたいというふうに思います。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○松澤委員

今の小芝委員の話に関連するのですけれども、これ、参加人数は役員を中心に30名ということは、地区の中で全部、要は、荏原第五だと10町会ありますけれども、10町会の中で30名でよろしいのでしょうか。

○五十嵐災害対策担当課長

前後するのですけれども、地区で大体30名から40名程度というふうに聞いてございます。

○安藤委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和4年度 東京都・品川区合同総合防災訓練について

○安藤委員長

次に、(2)令和4年度 東京都・品川区合同総合防災訓練についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐災害対策担当課長

続きまして、私から、令和4年度 東京都・品川区合同総合防災訓練の実施につきまして、お手元の資料、A4資料を基にご報告させていただきます。

なお、今回のご報告は、来年度の本訓練に多くの区民の皆様にご参画いただくための速報になります。訓練内容につきましては、これから東京都と調整いたしますので、詳細につきましては、来年度、別に報告させていただきます。

項番1、趣旨になります。

区が東京都と防災訓練を共同開催することにより、訓練内容をより深化させ、区民への防災啓発をより一層促進すること、そして、東京都と連携し、区の防災体制の強化を図ることが趣旨でございます。

続いて、項番2の目的ですが、2点ございます。

1点目は、震災発生直後における自助・共助態勢確立の促進、2点目は、行政および各防災機関の実践的な訓練の実施による災害対応能力の向上、以上になります。

項番3、実施予定日ですが、令和4年9月2日金曜日から4日日曜日までの3日間となります。

実施予定場所ですが、項番4の訓練概要と併せてご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

吹き出しで白塗り黒枠が9月2日金曜日に実施予定の訓練になります。

品川区役所と東京都庁の間で実施する災害対策本部の審議訓練になります。

具体的には、テレビ会議システムを活用した訓練になります。

続いて、吹き出しで青塗り青枠が9月3日土曜日に実施予定の訓練になります。

自助・共助に基づく区民主体の訓練になります。

避難所開設訓練、それに伴う緊急支援物資搬送訓練、そして船舶等を利用した物資等の搬送訓練を予

定しております。

続いて、吹き出しで赤塗り赤枠が9月4日曜日に実施予定の訓練です。

各防災機関による応急対応に関わる実践的な訓練として、救出救助訓練と、医療救護訓練および検視・検案訓練を予定しております。

1枚お戻りいただきまして、項番5のその他をご覧ください。

例年の実施規模は、おおむね1万人の方がご参加されております。令和2年の訓練につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般来場者を規制しております。今後、コロナの状況が好転すれば、本訓練に、より多くの区民の方々のご参加を促していき、令和4年度の各地区総合防災訓練に成り代わる訓練として調整していきたいと考えております。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○くにば委員

こちらが実施される例年の実施規模、次のとおりで、その他のところですが、平成28年度から令和2年度まで、それぞれ葛飾区、墨田区であったりとか、直近であると、北区と共同開催されたというところで、今回、令和4年度に品川区が共同開催することになった経緯と、その経緯の部分で、これが東京都のほうから打診があって共同開催に至ったのか、品川区が手挙げ方式で東京都との合同の防災訓練をやりたいという複数の自治体の中から選ばれたのか、その点、1点確認させてください。

○五十嵐災害対策担当課長

今回、品川区が東京都と合同開催するに至る経緯についてのご質問になりますが、これまで東京都の総合防災訓練は、各自治体と連携するわけですが、特別区、多摩地区と交互に、ですので、特別区は隔年で訓練を実施しているという状況でございます。

品川区は、昭和52年以来44年ぶりの開催になります。23区、大体1回すると、隔年ですので46年単位ぐらいで回ってくるわけですが、ちょうどその周期に該当したということで、東京都からお声がかかっているという状況になります。

○くにば委員

あともう1点だけ、すみません。こちらは、品川区と東京都に関して、予算的ところで品川区が支出する経費であるとか、予算というのはどれぐらいの規模なのか教えてください。

○五十嵐災害対策担当課長

予算規模についてのお話ですが、今回、会場をご覧いただきましても、区内の1か所に集中して行う訓練ではなくて、区内に分散していろいろなところに会場をつくって行う訓練になります。そうしますと、いろいろな人とか、場合によっては、ルートがなかなか行きにくい場所もありますので、例えば路線バスをチャーターしたりとか、そういったこともいろいろ考えておりまして、今、水面下で幾らかの積み上げを調査しているところでございます。

一方で、東京都の訓練でもございますので、いずれは東京都の予算の執行委任という形で区のほうに持たされる部分もありますので、それはこれからの調整になりますので、すみません、また分かり次第ご報告させていただければと思います。

○くにば委員

大まかというか、ざっくりというか、例えば、例年の規模であるとか、前回、北区に関しては、区民

1,000名に規制したのでちょっと規模が変わったのかもしれませんが、例えば中央区、港区、平成30年度に開催された7,000名規模、もしくは、多摩市で1万名規模で実施されたとき、それぞれ例年の規模によって、過去の自治体が、どれぐらいの支出があったのかというのはある程度把握ができると思うのですが、令和4年度、特にコロナ禍の影響等で1,000名とかに絞らなければならないといった場合ではなく、通常、開催がされるであろう場合に、品川区が、区民の方がどれぐらい集まるかという想定人数、それをもとに幾らぐらいなのかということ、ある程度算出されていたら教えてください。

○五十嵐災害対策担当課長

ざっくり今、推計しているところですが、三、四百万円というところかと思います。

○くにば委員

分かりました。もっとはるかに多い規模の予算だと思っていたので、恐れ入りました。ありがとうございました。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○安藤委員長

次に、予定表3のその他を行います。

その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。

○午後2時48分閉会